

(第九部)

第一百八十九回
國會

參議院經濟產業委員會會議錄第二十三號

平成二十七年七月九日(木曜日)

午前十時開會

委員の異動 七月八日

吉田昌良君 河野義博君

出席者は左のとおり。
木之元
森屋
矢張

理事

委員

○委員長(吉川沙織君) 貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(吉川沙織君) 御異議ないと認め、さよなら決定いたします。

○委員長(吉川沙織君) 本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

○高野光一郎君 質疑のある方は順次御発言願います。

○高野光一郎君 おはようございます。

○高野光一郎君 自由民主党の、高知県、参議院議員の高野光一郎です。よろしくお願ひします。

○高野光一郎君 まず、本法律案についてお伺いをさせていただきます。

日本インフラシステム輸出における日本貿易保険の果たす役割について質問させていただきま

す。

内閣官房長官を議長とする経協インフラ戦略会議では、二〇一三年五月に取りまとめたインフラシステム輸出戦略において、二〇一〇年に十兆円規模であったインフラシステムの受注を二〇二〇

○委員長(吉川沙織君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。
貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に理事会協議のとおり、経済産業省貿易経済協力局長宗像直子君外九名を政府参考人として出席を求める、その説明を聴取することに御異議ございませんでした。

年には約三十兆円に拡大させる目標を掲げています。

先月のインフラシステム輸出戦略のフォローアップでは、二〇一三年実績は約十六兆円であり、二〇二〇年には約三十兆円という成長戦略の成果目標に向けて軌道に乗っていると私は評価をしています。中でもエネルギー分野は、二〇一〇年の三・八兆円から二〇二三年には四・五兆円へとインフラ輸出の中でも最も大きな割合を占めており、インフラシステムの受注を牽引をしています。

例えば、石油、ガスではペトナム・ニソン製油所・石化コンプレックストラディクト、鉱物資源ではオーストラリア・ロイビル鉄鉱山開発プロジェクト、電力ではインド国営火力発電公社向け発電プロジェクト、そしてインフラでは、ノルウェーで海底資源探索船輸出プロジェクト、イギリスでは新幹線のプロジェクト、実績も数多く数えられます。

初めに、今申し上げました日本のインフラ輸出の現状に関して宮沢洋一経済産業大臣にお尋ねをいたしましたが、国策としてのエネルギー分野のインフラシステムの輸出において、二〇一〇年に三・八兆円が二〇一三年には四・五兆円と最も受注が大きく、三年間で約二〇%増となつております。順調である要因分析と大臣の評価、今後の課題について大臣にお伺いさせてください。

○國務大臣(宮沢洋一君) おっしゃるように、インフラ輸出、順調に伸びてきております。実績が増加した主な要因といったしましては、日本企業による電力分野への投資事業、また石油、ガスプラントの新たな受注などが要因として挙げられております。これまでの官民一体の努力の成果だと評価をしているところであります。

一方で、今後の課題といったしましては、アジアを中心として膨大な需要がある、それに対しても

う対応していくかということでありまして、特に東南アジアのエネルギーインフラ需要は、今後二十年間で一兆ドルに及ぶと見込まれております。

こうしたこともありまして、本年五月、安倍総理は、今後五年間で約一千百億ドル規模の投資を提供する質の高いインフラパートナーシップ構想を公表されました。エネルギー分野におきましては、エネルギーとレボリューションを足してエネルギー・シヨン・インシアティブと名付けておりますけれども、そのニシアティブの下でエネルギー政策の立案支援、人的・資金的支援、経験豊富な日本企業のインフラへの運営参加などを組み合わせ、各国のエネルギー問題に対して包括的な解決策を提供していきたいと考えております。

私自身も今年の五月、四月の終わりの連休はインドに参りました。高効率火力発電所の重要性を強調してまいりました。総理以下で積極的なトップセレスを行つてまいりたいと考えております。

○高野光二郎君 ありがとうございました。

次に、昨今の国際情勢は、シリアやイラク等中東ではISILの台頭、イスラム教の宗派間の争いでイエメンではサウジアラビアを巻き込んだ内戦が勃発しており、ナイジエリアではボコ・ハラムのようなイスラム過激派などによるテロ活動が横行し、政情が不安定な地域も多々あります。

また、経済的にもギリシャの財政問題、イギリスのEU離脱問題、あるいはウクライナ情勢を踏まえても、ヨーロッパやロシアの先進国においても不安要因があります。

今朝のNHKのニュースで、ギリシャの債務問題に関して、日本貿易保険がギリシャ向けの輸出の引受け基準を厳格化するとの報道もありました。海外輸出している日本企業や海外と取引している日本企業は大きな損失を被るリスクが高くなっていますと言わざるを得ません。

貿易保険は、民間の保険ではカバーし切れないカントリーリスク、例えば戦争やテロや自然災害による非常リスク、契約相手方の破産や三か月以上の債務の履行遅延など信用リスクに関する問題もございました。

国

の信用力と交渉力に基づき企業を救済する保険で、日本企業の国際競争力の確保や日本経済の発展に必要な資源確保のためにも重要な制度であると思います。

日本貿易保険の二〇一三年度事業報告書によれば、保険引受実績は前年比二・六%増の八兆五千億円となっています。日本貿易保険は、平成二十五年十二月閣議決定で、日本貿易保険を、国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ、経営の自由度・効率性・機動性を向上させるため、全額政府出資の特殊会社に移行するとされました。そこで、政府参考人にお伺いをいたします。

そもそも論で恐縮ですが、今回の法改正で、独立行政法人から特殊会社への移行という、独立行政法

人の何がデメリットで株式会社の何がメリットな

のか、特殊会社という形態にすると貿易保険制度

がどのように効率的で効果的に運用できるのか、

ガバナンス、機動的運営の向上のために具体的に

何を考えているのか、政府の考え方をお伺いします。

○政府参考人(宗像直子君) お答えいたします。

独立行政法人制度は、これまで国が担っていた

業務をできるだけ効率的に運営することを目的に創設された制度でございまして、例えば役員の任

免あるいは経営方針の決定などの権限が理事長一人に集中しているという形になつております。他

方貿易保険を取り巻く環境を見ますと、大型あ

るいは複雑な案件が非常に増えておりまして、専門的、技術的あるいは多角的な経営判断が求めら

れるようになつております。

そこで、NEXIの組織を、経営方針の決定権

限が理事長一人に集中するのではなくて、取締役

会に委ねられて、取締役による相互牽制が働く株式会社に変更するということにいたしました。人

件費、業務費等の組織運営につきましては、独

立行政法人は一律の取扱いを受けておりますけれ

ども、株式会社では現場の経営判断に委ねられる

ことが基本となりまして、例えば業務内容に応じた専門人材を機動的に確保できるようになります。

○高野光二郎君 理事長に権限が集中していると云ふことでございまして、この件についてお伺いさせていただきたいと思います。

今回の改正では、第四条になりますが、独立行政法人から株式会社へ移行し、政府は発行済株式の総数を保有しなければならないと定めています。独立行政法人通則法の第十九条で、法人の長、つまり理事長でございますが、独立行政法人を代表し、その業務を監理するとあります。極端に言えば、全ての経営判断や理事の任免権を含め、理

事長に権限が集中をしております。

貿易保険は、民間では引受けができない戦争や

テロという大きなリスクを背負い、保険償金額

も数百億円から数千億円という契約もあり、ガバ

ナンスの面からいっても、独立行政法人の理事長

が単独で経営判断するよりも、株式会社の取締役

会による合議制で判断する経営方式がふさわしい

と思います。しかし、その一方で、株式会社方式

であつても、貿易保険の経緯や、国の信用を背景

に業務が行われることを考えますと、国の政策と

懸け離れた経営方針で運営されても問題が生じる

と考えています。

そこで、本法律案は、NEXIの保険引受けに

決定しなければならないとされております。貿易

保険引受基準の策定により会社の方向性が定まる

ため、この基準の策定はNEXIにとって大変重

要な意味を持ちます。

例えばアフリカは天然資源が豊富で近年大き

な経済成長を遂げており、インフラ市場としては

高いポテンシャルが見込まれています。しかし、

リカに進出し海外展開を図りたいという企業には優先的に保険契約を結ぶなど、取引基準があつてもらはいいと思います。

そこで、宮沢洋一大臣にお伺いをいたします。

貿易保険引受基準の策定において、どのような点に配慮し、政策目標につなげていくのか、大臣のお考えをお願い申し上げます。

○国務大臣(宮沢洋一君) 貿易引受基準につきま

しては、本法が成立した後、当省において作成していくことになりますけれども、成長戦略に掲げられたインフラ輸出、資源確保、中小企業の海外展開支援などに資するものを重点的に引き受けるべきということをしたいと考えております。

インフラ輸出の対象地域につきましては、本年六月に改訂されましたインフラシステム輸出戦略の地方別取組方針を反映したものにしたいと考えております。例えば、アフリカにつきましては、このインフラシステム輸出戦略においては、

長くなりますので最初の点だけ説明させていただきますと、アフリカ地域は、国にもよるが、全般的には、豊富な天然資源、増加する人口を背景に

近年目覚ましい経済成長を遂げており、インフラ市場としても高いポテンシャルを有する等々と

いったことが書かれておりまして、ここまで細かいもののかどうかは別にいたしましても、そういう

方向で貿易保険引受基準を決めていきたいと、こ

う考えております。

○高野光二郎君 ありがとうございます。

次に、二〇一五年版のBPI統計を基に二〇一四

年の世界エネルギー供給状況を俯瞰すると、その

特徴として、米国が石油及びガスの増産が顕著で

あり、石油においてはサウジアラビアの産出量を

抜いて世界一位の石油産出国となり、ガスにおい

てもロシアの産出量の約一・二五倍で世界最大で

あり、米国が全世界の二一・四%のシェアを占め

るまでになっています。この背景にはシェールオ

イル及びガスの生産拡大があると考えられます

が、昨年夏以降の原油価格下落によりシェール生

産頭打ちという記事もあれば、一方で引き続き高

れもあると思いますけれども、私どもいたしましても、政府系金融機関におきますほかの制度、これも平成二十三年、二十四年、二十六年と累次中小企業海外展開促進という観点から強化してまいりました。例えば御指摘の商工中金では、これまで御指摘の貿易保険を活用した融資制度につきまして、債権担保ということでニーズに応えるなど可能性もありますので、適切な周知に努めたいと思います。具体的には、貿易保険、そしてまた商工中金で周知を図っておりますし、さらには商工中金のお取引先にも個別の融資の御相談のときに行なうことがあります。このように、中小企業の資金需要にしっかりと応えていきたいと考えております。

○高野光二郎君 中小企業に対してもそうなんですが、衆議院のこの法案に対する質疑の中で、いわゆる専門的な人材であるとか、組織の機能化、強化にすごく質問が集中していくように思われます。

全くそのとおりでございまして、例えば中小企業に対する民間金融機関との連携も大変重要でございますが、日本貿易保険、NEXI自体がコンサル的な業務であつたりとかコンシェルジュ的な機能であつたりとか、そういうことの強化も進めさせていただきまして、中小企業の海外支援の掘り起こし、育成に努めていただきたいと思います。以上で質問を終わらさせていただきます。ありがとうございました。

○小林正夫君 おはようございます。民主党・新緑風会の小林正夫です。

法案の審議に入る前に、大臣の御所見、ひとつ聞かせてください。

昨日から今日にかけて中国の株価が大きく下落した。これはギリシャの問題に関与しているのかなど私は思いますけれども、このことが日本経済にどう影響を与えてくるのか、あるいは今後貿易含めて、どういうような状況になつていくか大臣は御所見を持つておられるのかということと、政府としてはどういうことを注視していくべきなきげないのか、このことについてお聞きをいたしました。

○國務大臣(宮沢洋一君) 私も、中国の問題につきましてはまだ報道ベースでしか状況を把握をしておりませんが、今週の株価というものは実はかなり注視をしておりました。ギリシャの問題が起つて、直後に開かれる最初の世界的な市場が日本ということで、たしか五百円弱株価が下落して、一時六百円近くまで行つておりますけれども、そこで次の日また二百円以上上がつたのですから、一安心というのが正直な気持ちでありました。ところが、昨日、まさにこれはギリシャと離れたところで中国の株というものが、たしか月曜日は国でこ入れがあつたと言われておりますけれども、世界の中で唯一実は株価が上がつているという中で、ああ、面白い動きしているなと思いまして、火曜日からかなり急激に下がつてきている。こういうものを受けて、昨日、我が国の株価も二万円をあつという間に割つてしまつたということで、今日どういう形で動いているかななどということは相当これから注視していかなければいけないと考えております。

それで、中国につきましては、かなり経済成長を、八%台を目指さないと若い方の雇用が維持できないというようなことがあつて、八%以上の成長ということを維持してきたわけですけれども、たしか新常態とかいうんでしようか、経済成長をもう少し下げる、ある意味では経済としてその方がいいということで、実はかなりスローダウンをしつつある。もちろん経済成長はしているわけですから、春先からかなり異常なベースで上がつてきたと

思つております。
ギリシャとは恐らく今直接関係のある話ではありませんが、日本に与える影響よりは中国の方がはるかに大きいものがありますので、相當に注意をしていかなければいけない状況だと私は思つております。
○小林正夫君　ありがとうございました。
それでは、法案の質問に入ります。
まず、大臣にお聞きをいたします。株式会社化の目的についてお尋ねいたします。
本法律案の第三条ですけれども、会社は、対外取引において生ずる通常の保険によつて救済することができない危険を保険する事業を行うことを目的とすると、このよう定められています。また、第四条では、政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有しなければならないと規定しております。今回の法改正では、独立行政法人が行つてゐた業務と国の貿易再保険特別会計の経理に関する業務を新しくつくるられる株式会社日本貿易保険が一元的に行つと、このようにしております。
資料を用意をいたしました。これは、従来、現行、そして今回の法律でどう変わるかということを一覧表にまとめたものであります。振り返つてみると、平成十三年度の独立行政法人改革の前は、國の貿易保険特別会計が貿易保険事業を一元的に行つていました。一番左に書いたところがございます。今回、貿易保険事業を国から切り離すことでありますけれども、先ほど高野委員もおっしゃつていましたけれども、政府が一〇〇%出資をして、役員の人事は國の意向が働き、そして貿易保険を引き受ける基準も國から示されるといふことになりますけれども、先ほど高野委員もおっしゃつていましたけれども、政府が一〇〇%出資をして、役員の人事は國の意向が働き、そして貿易保険を引き受ける基準も國から示されるといふことであるならば、独法改革前とそれほど変わらないんじゃないかな、むしろ先祖返りしているんじゃないかと私は危惧をしております。
そこで、独法改革以前とどこが異なるのか、さらに特殊会社に事業を運営させる理由は何なのか、独立行政法人から株式会社に移行するメ

○國務大臣(宮沢洋一君) まず、独立行政法人といふ制度からお答えした方がいいと思つておりますけれども、独立行政法人といふのは二〇〇一年から動き始めましたけれども、イギリスのたしかサッチャー改革だったと思いますけれども、エージェンシーというものができて、非効率だったイギリスの政府がかなり効率的に運営されるようになつてきたというようなことを参考にして、日本においても、政府がやる仕事をだけれども、やはり運営に独立性を持たせて、そしてまさに独立した形で仕事をしてもらつというものを独法としたわけであります。

ただし、最初、既得権といいますか、今の体制の方がいいよといふのが各省が言つていて、なかなか独法の玉が出てこなかつたという中で、かなり無理やりと言つてはあれですけれども、相当なものを独法にまとめました。例えば、それこそ印刷局とか造幣局などいうような国そのものがやるような事業があつたり、またこうやって特別会計を切り出したり、また各省の研究所等々といったもののを独法にするとか、いろんなことをやつて実は独法といふもののかなり数を多くしたということは事実だらうと思っております。そして、その独法につきましては独法通則法という法律で一元的なルールの下でやつていくと。

こういう中において、なかなかいろんな部分で継びが出来てきていることは確かでありますて、去年ですかおとしさずか、独法全体の見直しも法律改正もお願いしたわけでありますけれども、そういう中で、NEXIにつきましては、やはり独法通則法の世界にいますとなかなか機動的にできないといった問題、そして、収支相償といふ珍しい独法でありまして、そうした意味では、やはり経営といったものの感覚がほかの独法に比べれば求められてくるというような独法と。

こういう状況の中で、たしか福田政権のときにNEXIを一〇〇%国が持つ株式会社にするとい

う方針が決まり、民主党の時代も、それを維持し

た上で特会を廃止するといった方向が決まり、そ

の上で、二十五年十一月に、これは安倍政権であ

りますけれども、閣議決定におきまして独立行政

法人改革に関する基本的な方針というものが決

まって、今回の法案の中身がほぼ固まつた上で、

今回、法律を提出させていただいたというのが經

緯であります。

具体的には、まさに申し上げましたように、大

型、複雑な海外重要条件が増大するとか、多角的、

専門技術的経営判断が求められている事業環境は

変化しているというようなことを踏まえまして、

まさに理事長一人の判断ではなくて取締役全体で

経営をしていくというようなガバナンスの体制を確立するということが一点であります。

そして、もう一点は、まさに独法通則法の下ではかなり組織また人員について縛りが強かつたわけ

でありますけれども、今回は株式会社というこ

とで、まさに状況の変化に応じて効率的な運営が行えるようになる、これが今回の法律の目的でございきます。

○小林正夫君　自由度を持った運営ができるよう

に、こういう大臣のお話がありました。後ほどこの辺についても質問をさせていただきたいと思いま

す。

次に、業務の効率的な遂行についてお伺いいた

します。

第三条を読みますと、独立行政法人から株式会

社への移行に伴つて、法人の目的から保護する事業を効率的かつ効果的に行うという文言が削除されていますけれども、これはどうしてでしょうか。

○政府参考人(宗像直子君)　お答えします。

NEX-Iを設立いたしました際には、この独法の通則法におきまして、独立行政法人は公共上の観点から確實に実施する必要のある事業を効率的かつ効果的に遂行する主体として設立される法人

といふことがまさに通則法で規定されたことを踏まえまして、その文言をそのまま受け、貿易保険法におきましても目的にこれを明示したという

ことがございました。

今回の法改正におきましては、まさに株式会社になるということでありまして、効率的かつ効果的に事業を実施していくというのはまさに株式会社の本質そのものであるということから、それは

あえて本文として書かなくてもよからうと、他の特殊会社の規定においてもこのような表現が見られることからこのような形になつております。

ただ、提案理由で説明されておりましたとおり、今回の法律改正はまさに貿易保険制度をより効率的かつ効果的に運用する体制を整備するためのものであることは言うまでもございません。

以上でございます。

○小林正夫君　もう一点質問します。

独立行政法人の業務運営は、主務大臣の定めた中期目標に基づいて各法人が中期計画を作成して

大臣の認可を受けるとともに、毎年事業年度ごとに開始前に年度計画を定めて大臣に届ける、こう

いうことによつて行われていると承知していま

す。また、各法人の業務の実績については主務大

臣が評価をして、評価結果に対し独立行政法人の評価制度委員会が意見を述べること等によってP D C Aサイクルを構築させることとしております。

本法律案では、会社は毎事業年度の開始前に事業計画を定めて経済産業大臣の認可を受けなけれ

ばならないこととしておりますけれども、事業実績に関する評価の定めはありません。株式会社化によりP D C Aサイクルはどのように行われるこ

となるのか、また、政府は発行済株式の総数を保有する立場としてどのようにこの問題について

チエック機能を果たしていくのか、お聞きをいた

します。

○政府参考人(宗像直子君)　御指摘のとおり、こ

れまでのNEX-Iは、通則法にのつとり、毎年度の業務実績と中期目標期間の業務実績につきまして、外部委員で構成される経済産業省独立行政法

人評価委員会の評価を受けております。

特殊会社化されますが、この通則法に基づく義

務は外れるわけではございませんけれども、他の特

殊会社の例も参考にしつつ、第三者等による実績評価やそれを踏まえて改善を講じるという、まさ

に御指摘のP D C Aの仕組みが導入されるようになつてまいりたいと考えております。

また、政府といたしましては、経済産業大臣による毎年度の事業計画の認可を通じてしっかりとこのP D C AのPから始まるわけでありますけれども、このサイクルが機能するようにチェックしてまいりたいと存じます。

○小林正夫君　次に、国と会社との関係と経営の自由度確保について質問をいたします。

貿易保険の引受けに国の政策を反映させるために、第十五条で、経済産業大臣は貿易保険引受け基準を定めることとしております。第十六条第一項では、会社は同基準に従つて貿易保険の引受けを決定しなければならないこととなっております。

また、同一項では、一定の重要な件について国が会社に対し意見を述べることを可能とするようになります。また、各法人の業務の実績については主務大臣が評価をして、評価結果に対して独立行政法人の評価制度委員会が意見を述べること等によつてP D C Aサイクルを構築させることとしております。

一方、独立行政法人から株式会社への移行では、会社の経営の自由度、効率性、機動性を向上させるために行われるものであり、政府は株式会社化の趣旨を没却させることのないよう、会社への関与を最小限にとどめるべきではないか、私このように思います。

さらに、日本貿易保険については、株式会社への移行の検討に当たつて、予算管理及び組織、事務の運用の弾力性について議論が行われ、閣議決

定では、経営の自由度、効率性、機動性を向上さ

せるため、全額政府出資の特殊会社に移行する、これまでの経緯を踏まえて、株式会社化後の組

織、人事管理における経営の自由度の確保についてどのように考えているか、お聞きをいたします。

○国務大臣(宮沢洋一君)　まさに最初の御答弁で申し上げましたように、今回の法改正の目的といふのは、経営の自由度、効率性、機動性を確保す

るということがあるわけでありまして、これはしっかりと自由度を持たせていかなければいけないと思いますが、一方で、まさに貿易保険と

いうのは政府としても大事な政策実現手段の一つでありまして、そういう意味は担保していくかな

ければいけないということで今回の法案を作つたわけですが。

現行でありますと、まさに再保険という形で、ある意味では政府が全案件をチェックをしている

というような形であつたものを、今回は引受け基準を定めることとしております。第十六条第一項では、会社は同基準に従つて貿易保険の引受けを決定しなければならないこととなつております。

また、同一項では、一定の重要な件について国が会社に対し意見を述べることを可能とするようになります。さらに、第三十一条では経済産業大臣は会社の業務に対して監督上必要な命令をすることができるとともに、国は会社の発行措置をしております。さらには、第三十二条规定では経済産業大臣は会社の業務に対する監督上必要な命令をすることができるとともに、國は会社の発行

はしつかり実現していく方向で貿易保険の引受けをしてもらうと、こういう方向の法案としたところです。

一方、独立行政法人から株式会社への移行では、会社の経営の自由度、効率性、機動性を向上させるために行われるものであり、政府は株式会社化の趣旨を没却させることのないよう、会社への関与を最小限にとどめるべきではないか、私このように思います。

さらに、日本貿易保険については、株式会社への移行の検討に当たつて、予算管理及び組織、事務の運用の弾力性について議論が行われ、閣議決

定では、経営の自由度、効率性、機動性を向上さ

せるため、全額政府出資の特殊会社に移行する、これまでの経緯を踏まえて、株式会社化後の組

織、人事管理における経営の自由度の確保についてどのように考えているか、お聞きをいたします。

○政府参考人(黒澤利武君)　お答えいたします。

株式会社後も定款などに同趣旨の事項を定め、公表すべきではないか、このように考えますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(黒澤利武君)　お答えいたします。

議員今御指摘のように、現在、独立行政法人通則法に基づきまして業務方法書を作成し、公表することになつておりますが、提出いたしてお

す法律案では、これはありません。

これはどういうことかと申上げますと、今回の法律案、改正の目的が、NEXI、日本貿易保険の組織経営面での自由度、効率性、機動性を高めるといったことを目的としていることから、内部管理体制などを定めた業務方針書をあえてこれを求めないということとしているわけでございます。

しかしながら、国の施策を実行するNEXIという存在でございますから、肝の部分はやはり政府が押さえなくてはならないということで、定款、これは大臣の認可に関わらしめることになつておりますし、それ以外にも事業計画、毎年作ります、これも大臣の認可でございます。それ以上に重要なのは引受基準、これは政府で作りますし、さらに、責任準備金を積み上げるときの算定方法書、これも大臣の認可に関わらしめることになつております。

それから、伝家の宝刀のようなものですが、先ほど議員が御指摘しましたように、第三十二条、監督権限を今回創設いたしました。これによりまして、随時必要に応じてNEXIに対して検査監督といった権限を行使することによりその適正を保つことができるとの考えております。

○小林正夫君 次に、株式会社日本貿易保険の資金調達についてお聞きをいたします。

現行では、国が再保険を引き受けております。先ほどの資料のとおりであります。被保険者である企業や銀行は、万が一のことがあつても、国がNEXIのバックにいて再保険で対応してくれるという安心感があつたと思ひます。

資料の一番右に書いてありますけれども、国による履行担保が行われるといふものの、国は当事者から外れる形になるのではないでしようか。そこで、貿易保険を利用する企業にとっては不安が生じるのではないか、私このようにも思ひます。

第二十八条は、政府は予算で定める金額の範囲内において必要な財政上の措置を講ずる、このよう規定しております。株式会社NEXIが資金調達で困ることにならないことを政府は確約する

ことが大変大事じゃないかと思ひますけど、いかがでしょうか。

○政府参考人(黒澤利武君) お答えします。

今御指摘がございましたように、NEXIが資金調達で困ることがないようにするということがます大事だらうと我々考えております。

したがいまして、まず、改正後の第二十二条に書いてございませんけれども、きちつとした責任準備金を積み上げるように、算定方法書、これを大臣の認可の下、あつ、大臣が策定し、これに従うように行わせるようなことをしてしつかりと積み立てるようにします。さらに、責任準備金で足りないといったような事態が生じた場合、今御指摘もございましたけれども、二十六条におきまして、政府の保証の付いた債券、社債を発行して資金調達をすることができるようになります。それでもなおかつ資金が足りないというような場合は、第二十八条におきまして、予算の範囲内で政府が必要な財政措置を講じると、こういう立て付けになつております。

こういった形を法律に書き込むことによりまして、NEXIがしっかりと、リスク、過度に過敏にならないように、事業を遂行するように法律上担保しているということをごぞいます。

○小林正夫君 株式と出資についてお尋ねいたします。

株式会社日本貿易保険は、政府一〇〇%出資の株式会社となります。株式は政府がずっと持ち続けていくのか、それとも昔の日本航空のように、ある程度その役割を終えたら株を市場に売却したりもあり得るのかどうか。

もう一点、株式会社形態を取つてゐる既存の特殊法人や認可法人、例えば特殊法人である日本政策金融公庫等に一般会計などから毎年のように出資を行つてゐる例もござります。国との財政的なつながりはどうなるのか、株式会社NEXIにも

るのかどうか、確認をいたします。

○政府参考人(宗像直子君) お答えの前に、先ほどの御質問の中で一点点言い間違いがございましたが、記録のために簡単に簡単に發言させてもよろしく

ございましょうか。恐れ入ります。

○委員長(吉川沙織君) 黒澤審議官。

○政府参考人(黒澤利武君) 若干技術的な点でございますが、先ほど責任準備金の算定方法書を大臣が策定し申し上げましたが、正確にはNEXIが策定し、大臣の認可とすることでおぞいます。

○政府参考人(宗像直子君) 失礼いたしました。貿易保険につきましては、戦争、テロなど通常の保険では受けられないリスクを引き受けていることで、長期的に事業の収支をバランスさせる収支相償という考え方で運営をしております。このため、國際情勢が不安定な時期など一定期間は赤字が続く事態も想定しております。この意味では、継続的、安定的な利益を求める民間の出資というのはなかなか期待できない状況でござります。

また、保険の支払に伴つて、NEXIが保有する途上国向けの債権について援助政策といたしますて国際合意で削減をする、こういう場合があるわけござりますけれども、民間の出資がありま

すとこういう場合には国際交渉を機動的に行うといふことがなかなか難しいということでありまし

て、こういう貿易保険の性質に鑑みまして、主要国でも国又は国が一〇〇%出資する機関が貿易保険事業を運営しております。NEXIについても、そういう意味では将来の民営化を想定してはおりません。

○小林正夫君 そこで、大臣、今二十六名の人

の業務を担当しておりますのは、貿易経済協力局の貿易保険課といふところでござりますが、二十七年四月現在、総勢で二十六名おります。このうち、貿易再保険特別会計の経理そのものの業務に携わっている職員は五名といふことでございま

す。

○小林正夫君 株式会社日本貿易保険は、政府一〇〇%出資の株式会社となりますが、この業務に就いては、ある意味では、継続的、安定的な利益を求める民間の出資というのではなくか期待できない状況でござります。

○小林正夫君 また、保険の支払に伴つて、NEXIが保有する途上国向けの債権について援助政策といたしまして国際合意で削減をする、こういう場合があるわけござりますけれども、民間の出資がありま

すと、こういう場合には国際交渉を機動的に行うといふことがなかなか難しいということでありまし

て、こういう貿易保険の性質に鑑みまして、主要

国でも国又は国が一〇〇%出資する機関が貿易保険事業を運営しております。NEXIについても、そういう意味では将来の民営化を想定してはおりません。

後の保険料収入から返済するということにしておられます。

○小林正夫君 次に、人材の活用についてお尋ねします。

貿易再保険特別会計は平成二十八年度末で廃止をされる、このようになります。その資産や負債は新しい株式会社に継承されるとしております。

一つ質問ですけれども、現在、貿易再保険特会の業務に國の職員は何名従事しておりますか、お尋ねいたします。

○政府参考人(黒澤利武君) 貿易保険に関する国

の業務を担当しておりますのは、貿易経済協力局の貿易保険課といふところでござりますが、二十七年四月現在、総勢で二十六名おります。このうち、貿易再保険特別会計の経理そのものの業務に携わっている職員は五名といふことでございま

す。

○小林正夫君 そこで、大臣、今二十六名の人

の業務に就いては、ある意味では、継続的、安定的な利益を求める民間の出資というのではなくか期待できない状況でござります。

○小林正夫君 また、保険の支払に伴つて、NEXIが保有する途上国向けの債権について援助政策といたしまして国際合意で削減をする、こういう場合があるわけござりますけれども、民間の出資がありま

すと、こういう場合には国際交渉を機動的に行うといふことがなかなか難しいということでありまし

て、こういう貿易保険の性質に鑑みまして、主要

国でも国又は国が一〇〇%出資する機関が貿易保険事業を運営しております。NEXIについても、そういう意味では将来の民営化を想定してはおりません。

○小林正夫君 そこで、大臣、今二十六名の人

の業務に就いては、ある意味では、継続的、安定的な利益を求める民間の出資というのではなくか期待できない状況でござります。

○小林正夫君 また、保険の支払に伴つて、NEXIが保有する途上国向けの債権について援助政策といたしまして国際合意で削減をする、こういう場合があるわけござりますけれども、民間の出資がありま

すと、こういう場合には国際交渉を機動的に行うといふことがなかなか難しいということでありまし

億円確実に交付するということが必要であろうかとは考えております。

これは、理由と申しますのは、あくまでも国の援助政策の一環として債権を放棄したということございますので、この負担を貿易保険の利用者だけに寄せるべきではないという考え方でとられている措置でございます。

御指摘のように経過措置として附則でも書かれおりまし、今後新たに放棄する分につきましては、三十六条におきまして、やはり同じように必要な額を一般会計からNEXIに対して直接交付するというような規定をあえて設けさせていただいているところでございます。

ただ、毎年どれだけNEXIに対して一般会計から繰り入れていくかということございましては、まず、貿易保険、NEXI側の財務事情、それから国の一般会計側の厳しい財政状況、こういったことを踏まえながら、毎年予算という形で国会におきまして決めていただくということを考えております。

○小林正夫君 積立金の扱いについてお尋ねします。

現行の特別会計に関する法律に基づいて、貿易再保険特別会計において毎会計年度の歳入歳出の決算余剰金を生じた場合には、当該余剰金のうち、再保険金の支払等の歳出の財源に充てるために必要な金額を積立金として積み立てております。平成二十五年度末の積立金の残高は約八千八百三十六億円となつておりますけれども、株式会社への移行時にこの積立金はどのように扱いになるのか。

また、株式会社へ移行後も、通常の予測を超える危険が発生した場合に保険金の十分な支払能力を確保しておくため、一定水準の責任準備金を積み立てておく必要があると思います。その適正な水準についてどのように考えられているのか。

もう一点。さらに、本法律案では、対外取引の健全な発達を図るために又は被保険者等の保護を図るために必要があると認めるときには、経済産業大

臣は会社に対し責任準備金の算出方法書の記載事項の変更を命ぜることができるとしております。

すけれども、変更を命ぜる場合として具体的にどのような場面を想定しているのか、お伺いをいたします。

○政府参考人(黒澤利武君) 三点、御質問いただい

いたと思います。

一つ目は、現在特別会計にある八千八百三十七億円、これがどうなるかということでございますが、これ、元をだしますと、NEXIを通じて受け入れた保険料が積み上がったものというのが元の原資ということがありますので、再保険特別会計が廃止されれば、当然この金額はNEXIの方に移管されるという形になつております。

あわせまして、NEXI側にあります責任準備金、自己資本と合わせまして約一・三兆円の資産にならうかと思ひます。この一・三兆円が果たして適切なのかという御質問でございますが、これにつきましては、この法律の施行までに我々研究いたしまして、しっかりと水準を見極めようとしております。

NEXIが引き受けるのは、通常の民間の保険会社が引き受けるような交通事故とかあるいは火災といったような大数の法則が働くような危険ではございません。戦争、内乱、革命といった異常危険ということでございますので、やはり特別な数理、保険数理を用いてこれを算定しなければならないと考へております。今現在検討いたしておりますのといたしましては、いわゆる確率論的のアプローチということで、予想最大損失額を用いて測るというふうなことも検討いたしております。

それから、最後の御質問でございますけれども、こういった算定方法書におきましてどのような形で積み立てていくかというようなことをNEXIが決めて大臣が認可するということです。

が、これが今後、一旦認可した場合、どのような場合に変更されるかということござりますが、これは今後のこととござりますので予断は許しませんけれども、もちろん、今申し上げましたとお

り、リスクをより精緻に見積もる新たな金融手法が開発された場合はそういうものに改めるといふふうなことで、隨時アップデートしていくといふふうなことを我々は期待いたしております。

以上でございます。

○小林正夫君 次の項目に行きます。

インフラシステム輸出戦略について何点かお尋ねします。先ほど高野先生からもこの内容について幾つか御質問がありましたが、私はエネルギー分野における問題について少しお伺いをいたします。

インフラシステム輸出戦略において、エネルギー分野における日本企業の受注額は、二〇一〇年に約三・八兆円、二〇二〇年には九兆円程度になると推計されております。このうち原子力分野は年率二・四%の市場拡大が見込まれている、このようにお伺いをしております。

また、同戦略において、インフラプロジェクトは概してリスクが高く、民間金融だけでは十分な資金を供給することが難しい場合があるため、公的金融による支援を強化し、リスクテーク機能の強化を図ることとしており、その一環として、経済産業省では公的信用付与の条件の一つとなる原子力関連の十分な安全確認制度を早急に整備すること、このようになつております。

しかし、これまでのところ、同制度の整備はされていないというふうに私思つております。整備が遅れている理由と今後の見通しについてお尋ねいたします。

○政府参考人(中西宏典君) お答え申し上げます。

まず、原子力発電所の安全確保の実施につきましては、当該原子力発電所が立地いたします国が責任を持って管理をするというのが国際的に確立された考え方でございます。

それから、最後の御質問でございますけれども、こういった算定方法書におきましてどのような形で積み立てていくかというようなことをNEXIが決めて大臣が認可するということです。

が、これが今後、一旦認可した場合、どのような場合に変更されるかということござりますが、

これは今後のこととござりますので予断は許しませんけれども、もちろん、今申し上げましたとお

るに当たりましては、経済産業省の方が、安全確保の観点から適切な配慮がされているかどうか、具体的には相手国のいろんな関連する制度が整備されているのかどうかといったものを確認をしてきているというのがこれまでのやり方でございます。

その後、最近の動きといたしまして、從来経

産業省の中にありました原子力安全・保安院、こちらの方が、これもう平成二十四年の九月になりますけれども、独立した形での原子力規制委員会といつたものに変わりました。そういうことでもございまして、経産省単独ではその業務をやることが難しいということになりましたので、それを踏まえて、これは政府全体といたしまして、今後どういうふうな形で各省連携してこの確認作業をとがりました。

どういうふうな形で各省連携してこの確認作業をやるべきかといったことをずっと議論をしてきました。

その後、最近の動きといたしまして、從来経産業省の中にありました原子力安全・保安院、こちらの方が、これもう平成二十四年の九月になりますけれども、独立した形での原子力規制委員会といつたものに変わりました。そういうことでもございまして、経産省単独ではその業務をやることが難しいということになりましたので、それを踏まえて、これは政府全体といたしまして、今後どういうふうな形で各省連携してこの確認作業をやるべきかといったことをずっと議論をしてきました。

その後、最近の動きといたしまして、從来経産業省の中にありました原子力安全・保安院、こ

ちらの方が、これもう平成二十四年の九月になりますけれども、独立した形での原子力規制委員会といつたものに変わりました。そういうことでもございまして、経産省単独ではその業務をやることが難しいということになりましたので、それを踏まえて、これは政府全体といたしまして、今後どういうふうな形で各省連携してこの確認作業をやるべきかといったことをずっと議論をしてきました。

その後、最近の動きといたしまして、從来経産業省の中にありました原子力安全・保安院、こ

ちらの方が、これもう平成二十四年の九月になりますけれども、独立した形での原子力規制委員会といつたものに変わりました。そういうことでもございまして、経産省単独ではその業務をやることが難しいということになりましたので、それを踏まえて、これは政府全体といたしまして、今後どういうふうな形で各省連携してこの確認作業をやるべきかといったことをずっと議論をしてきました。

その後、最近の動きといたしまして、從来経産業省の中にありました原子力安全・保安院、こ

ちらの方が、これもう平成二十四年の九月になりますけれども、独立した形での原子力規制委員会といつたものに変わりました。そういうことでもございまして、経産省単独ではその業務をやることが難しいということになりましたので、それを踏まえて、これは政府全体といたしまして、今後どういうふうな形で各省連携してこの確認作業をやるべきかといったことをずっと議論をしてきました。

その後、最近の動きといたしまして、從来経産業省の中にありました原子力安全・保安院、こ

ただきたいことをこの場でお願いをいたします。
そこで、海外における原子力発電所の建設あるいは廃炉、こういうことが世界ではどうなっているのか、この辺についてお聞きをいたします。

○政府参考人(多田明弘君) お答え申し上げます。世界での原発の設備容量の見通し、建設の見通しということでございます。こちらにつきましては、IAEAの方で見通しを出しておりますが、二〇三〇年までに世界の原子力発電所設備容量が一割から九割増加するという予測でございます。これ、百万キロワット級の基数に換算いたしまして三十基、あるいは高い方、九割増えるということでおきます。現在、ちなみに、世界の原発、原子力発電所ございますが、約四百四十基ほどあるという状況でございます。

それから、もう一点、廃炉でございます。廃炉につきまして、こちらにつきましては、現在廃炉をしている基数でございますと、約百四十基の原子力発電所が廃炉の作業中でございます。既に完了した原発は十基ほどあると、こういう状況でございます。

今後の廃炉の見通しという点につきましては、AEA持ち合わせておりません。これにつきましては、各國によって運転できる機械が違うということもありますし、それから、廃炉の判断自身をこれは経営者、事業者が判断するということでおなかが見通しが持てないと、こういう状況かと思つております。

○小林正夫君 日本の原子力技術は大変優れないと私思います。日本の大手三メーカーも海外に出て原子力の関係の仕事をやつているこのように承知をしております。今、答弁の中で、廃炉を世界的には百四十基ぐらいのものが行われていて、世界では約四百四十基の原子力発電所があると、このようなお話をしました。

日本では、原則四十年制を採用して、さらに、それで、海外における原子力発電所の建設あるいは廃炉、こういうことが世界ではどうなっているのか、この辺についてお聞きをいたします。

○政府参考人(多田明弘君) お答え申し上げます。

原子力規制委員会が安全と認めれば二十年延長であります。そこで、先ほどインフラ戦略において、トップセールスとして大臣も海外に出て頑張っていくんだと、こういうお話がありました。原子力があれば必ず廃炉ということになつていくんですが、この廃炉に対する戦略的なもの、こういう点については、大臣、どういうふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(宮沢洋一君) 委員おっしゃいますように、今後、老朽化して廃止を決定していく原発というものは増えいくわけでありまして、これらは国際的に見ても大変重い課題だと思っております。

ただ一方で、インフラ輸出の一環という観点から申し上げますと、正直、これは委員も御承知のとおり、当面は福島の件、また国内で廃炉が順次増えてくると、このことを考えますと、国内で手いっぱいといいますか、特に福島の件、まさに世間に全力投球しているというところです。なかなか国際的展開までは頭が行かないというのを見たがる切磋琢磨しながら取り組んでいくこととなると思います。

ただ、今先生御指摘の人材の、要員の確保といふ観点からいたしますと、これから原子力への依存度の低減といった中で、この技術なり人材といふものの確保していくというのは非常になかなか困難を極めていくことかと思つております。

ただ、そういう国内の過程の中で、円滑な廃炉を実現するために高度な技術の維持と高いスキルと安全意識を持った人材の確保が今後非常に大事だと思っております。そして、中長期的にはそういった廃炉技術や人材を活用する延長線上に国際展開の可能性はあるだらうとは思つております。

○小林正夫君 政府参考人にもう一問。我が国における廃炉作業、これも、これから原子力発電所があれば必ずや解体をしていくということになつて、廃炉作業に向けた要員の確保だとかあるいは技術などの課題、こういうことがどう

いうものがあるのか、お聞きをいたします。

○政府参考人(多田明弘君) お答え申し上げます。

我が国におきましても東海あるいは浜岡というところで既に廃炉の作業をしております。それから、先般五基の廃炉が決まつたということでございまして、非常に大きな課題であろうかと思つております。

先ほど福島の話ございましたけれども、通常炉と事故炉と、当然違つわけでございます。通常炉の廃炉につきましては、先ほどのような経験、既にやつてある経験も踏まえながら取り組んでいくことは、大臣、どういうふうにお考えでしようか。

○国務大臣(宮沢洋一君) 委員おっしゃいますように、今後、老朽化して廃止を決定していく原発は国際的に見ても大変重い課題だと思っております。

ただ一方で、インフラ輸出の一環という観点から申し上げますと、正直、これは委員も御承知のとおり、当面は福島の件、また国内で手いっぱいといいますか、特に福島の件、まさに世間に全力投球しているというところです。まずは、通常炉の廃炉につきましては、各事業者が、電力会社それから各メーカー、こういったような方が連携をしながら、これまでの原発の、原子力発電所の建設、運営という中で培つてしまい

りました技術あるいは人材というものを生かしながら切磋琢磨しながら取り組んでいくこととなると思います。

ただ、今先生御指摘の人材の、要員の確保といふ観点からいたしますと、これから原子力への依存度の低減といった中で、この技術なり人材といふものの確保していくというのは非常になかなか困難を極めていくことかと思つております。

ただ、そういう国内の過程の中で、円滑な廃炉を実現するために高度な技術の維持と高いスキルと安全意識を持った人材の確保が今後非常に大事だと思っております。そして、中長期的にはそういった廃炉技術や人材を活用する延長線上に国際展開の可能性はあるだらうとは思つております。

○小林正夫君 今お話をあつたとおり、事故炉の廃炉と通常炉の廃炉、福島の事故が大変な事故だつたものですから、何となく今廃炉というと福島の事故の原子力発電所の解体、廃炉というイメージがどうも先に立つてしまつて、通常炉の廃炉というイメージがなかなか湧いてこない。私思

うんですけれども、先ほど言つたように、これから原子力を担う人材がたくさん出てきてもらつて、先ほど言つたように原子力発電所があれば必ずどこかでそれを解体するという事業が出てくるわけですから、そういう若い人たちが原子力の廃炉、そういうものに取り組むという、何かそういうことがあります。

そういう意味で、私、事故炉を何となくイメージが湧いてしまう廃炉という表現、それと通常の廃炉、通常の原子力が一定の期間終わつて廃炉しにくという、こここの廃炉に少し区別をして何かネーミングを考えていく必要もあるんじゃないかななど個人は思つてます。

すぐれども、この廃炉という仕事は大変大事なんです。原子力の、原子力だけじゃなくてあらゆる技術を駆使して安全に要是原子力を解体していくということになりますから、そういうものを通常ではやつてくんんですね。そういうものに対しても、何か感想があればお聞かせください。

○国務大臣(宮沢洋一君) 法律用語で廃炉といふ言葉があるかといいますと、法律用語ではないようございます。原子炉等規制法におきまして原子炉の廃止措置といふように書かれておりまして、そういうところから恐らく廃炉という言葉が、通常、国会においても、また政府においても、またマスコミ等においても使われているということでありまして、これを福島と福島以外を分けて違う名前にするというのにはなかなか難しいことだろうと思いますが。

一方で、まさに有能な若い人材に廃炉関係の勉強をしっかりとやつていただいて、この関係の事業を入れて行っていくということは大変大事なことでありますから、例えば、高等教育機関等々がそ

いう学生のための学科等々といったものを宣伝するときにいろいろな不レーミングを、ハッピー・リタイアメントではないでしょうか? 何かそういうネーミングを付けていただくように我々としても働きかけができるのであればやつていただきたいと思つております。(発言する者あり)

○小林正夫君 そうですね。私は建設という仕事にも携わつてきましたけれども、建設というのはやはり自分たちのやつた実績が形として残つていくということで、どちらかといふと夢と希望を持ちながらそういう建設をしていくんですが、やはり、解体して壊していくということに対して、何も残らなくなるわけですから、そういう仕事も大変大事なんだということ、原子炉技術を駆使しないとこの廃炉作業もできないんだということからして、私が言いたいのは、やはり若い人たちが、この廃炉事業に取り組んでいく、こういう意欲を持った人たちが多く出てくることが必要じゃないかと思いますので、先ほど言ったように、私個人は何か通常炉の廃炉についてネーミングがあればいいなと思っています。

また今後も少し私も考えてみますので、機会があればまたこうやうやり取りをさせていただければ有り難いと思います。
持ち時間の関係で、幾つか質問を用意しましたけれども、最後の質問になります。貿易保険の推進について経産大臣の所見をお伺いをしたいと思います。
国が関係する貿易保険は、保険費用が巨額になつたり超長期で先が見通せないなど、民間ではリスクが高過ぎて手を出せないため、意義のある私は事業だと思います。一方、万が一の場合には國の財政にも直接影響が及ぶ、こういうことになります。

したがつて、貿易立国、こういうことを考える常に大事だと思いますので、大臣のこの辺の御所見を聞いて、私の質問を終わらたいと思います。

○國務大臣(宮沢洋一君) まさにおつしやるとお

りでございまして、貿易保険というものは貿易立国を支える大変大きな手段の一つであります。そして、テロ、戦争等々の大きな危険に国が保険をし、それに備えるということは先進国どの国でも思つております。

一方で、まさにイラク、イラン等々で起こつたこととか南米で起こつたことなど、いつに相当な巨額な保険金の支払が行われるということもあるであつて、やはり政府がしっかりとそれに対する制度を用意しておかなければいけないと

いうことで、今回の法律におきましては、まず特殊会社化後のNEXIにおきまして責任準備金を積み立てなければならないとしておりますし、また、万が一責任準備金のみでは支払に支障が生じる場合には、政府は予算の定める範囲内において必要な財政上の措置を講ずるということにしていただきます。

まさに今後NEXIということを考えますと、民間の保険というものがもつと出てきてほしいというのが正直な気持ちでありまして、出てきた場合にはその部分はNEXIは行わないで、た

だし、最初に申し上げたように、間違なく政府でしかできない分野というものは必ずありますので、その分野につきまして保険がないからほのかの割といふものも大変大きなものがございます。

そこで、前回の改正、昨年の十月一日に委員がおつしやいますように施行されたわけでございますけれども、前回の改正では、テロなど日本企業が海外で事業を行う際に直面するリスクの高まり、企業活動のグローバル化に伴う取引形態や資金調達手法の多様化、中小企業の積極的な国際展開の動き、こういう三点につきましてそれぞれに対応する措置を講じたところであります。

○小林正夫君 今日は廃炉の関係も少し質疑をさせてもらいました。中野先生、御心配していただきましたけれども、原子力発電の建設は大変大事だと、こういう基本的な考え方を持つているといふことを申し述べて、私の質問を終わります。

以上です。

○佐々木さやか君 公明党の佐々木さやかです。よろしくお願いいたします。

今日も様々議論、お話をございましたとおり、企業が海外との取引また輸出入、そうしたことを行つていただくためには、この貿易保険制度、安心して行つていくためには、この貿易保険制度、大切なものであると思います。とりわけ世界のインフラ需要、これを積極的に取り込んで我が国の力強い経済成長につなげていくということが、官民挙げて取り組んでいく、非常に求められている

現在におきまして、公的金融による支援の強化はますます重要になつてくるのではないかと思つております。こうした中で、昨年の秋にこの貿易保険改正、施行されまして、そして今回、更にまた改正が議論されているという状況にあるところ

そこで、改めまして、インフラシステム輸出などの我が国成長戦略におきまして、この貿易保険制度が果たすべき役割というものはどのようなもののか、昨年の改正の評価と、また更に今回行われる改正、成長戦略にどのように資することになるをお考えのか、大臣の御所見を伺います。

○國務大臣(宮沢洋一君) 委員がおつしやいますように、インフラ輸出ということを考えますと、民間の保険というものがもつと出てきてほしいというのが正直な気持ちでありまして、出てきた場合にはその部分はNEXIは行わないで、た

だし、最初に申し上げたように、間違なく政府でしかできない分野というものは必ずありますので、その分野につきまして保険がないからほのかの割といふものも大変大きなものがございます。

そこで、前回の改正、昨年の十月一日に委員がおつしやいますように施行されたわけでございますけれども、前回の改正では、テロなど日本企業が海外で事業を行う際に直面するリスクの高まり、企業活動のグローバル化に伴う取引形態や資金調達手法の多様化、中小企業の積極的な国際展開の動き、こういう三点につきましてそれぞれに対応する措置を講じたところであります。

そして、今回の法改正、お願いしておりますのは、NEXIにおきまして、まず理事長一人に権限が集中していたものを、取締役会といつたものでまさに相互牽制を働くながら株式会社として運営していくということ、また、独立行政法人の

通則法から離れることによりまして、人事の面々におきまして、まさに前の前に起つたことによくということがあります。政府が今大変重要な柱の一つとして位置付けておりますインフラ輸出につきまして、この前回の改正、また今回お願いしている改正によりましてより柔軟に、そしてより効率的に対応できるようになると考えております。

○佐々木さやか君 大臣からもございましたとおり、今回の改正はこの独立行政法人日本貿易保険を株式会社、特殊会社化するということが大きな点の一つでございます。諸外国を見ますと、この貿易保険というところの特殊性から、やはり我が国と同様に、制度の違いはあるものの、直接国が貿易保険事業を実施しているという国もまだあるという状況でございます。

そうした中で、今回、この時期に日本貿易保険を特殊会社化するという必要性、改めてこの点について、どのような改正の趣旨なのかについて確認をしたいと思います。

○政府参考人(宗像直子君) 元々、貿易保険は政府の一部局として運営されておりまして、それが、先ほど大臣が独立行政法人化の歴史について御説明申し上げましたけれども、国の業務の中で外に切り出すことができるものを独立行政法人にするという中でNEXIが生まれたという歴史がございます。

その上で、独立行政法人という形態よりも特殊会社の方が現在の貿易保険を取り巻く環境により効果的に対応できるだろうという御判断の中でこいつでNEXIが生まれたという歴史がございます。

その上で、独立行政法人という形態よりも特殊会社の方が現在の貿易保険を取り巻く環境により効果的に対応できるだろうという御判断の中でこいつでNEXIが生まれたという歴史がございます。

この中で、国が政策との一体性と、株式会社化することによる組織の機動性、弾力をより併せ

て効果的にやつていればと思つております。

以上でござります。

○佐々木さやか君 NEXIの特殊会社化という点と、また今回の改正では貿易保険の充実ということも盛り込まれております。例えば、海外事業

資金貸付保険の適用範囲の拡大ということではございましたけれども、今回、これに加えまして日本法人などを行つた事業、日本国外における事業でござりますけれども、ここにも適用される

という改正の内容になつております。

そこで、この改正の狙いといふところについて定められた事業に限定をされたわけございませんけれども、どういうものを想定をしていらっしゃるんでしょうか。

○政府参考人(宗像直子君) 今般の法改正で新たに貿易保険の付保を可能にいたしましたのは、具体的には、国内で生産された航空機を外国の航空会社に輸出するため日本に特別目的会社、SPCを設立いたしまして、そこから海外向けにリース事業を行つて、こういう場合を想定しております。このようなSPCへの融資は形式的には国内事業者への融資ということになるわけありますけれども、そこで引き受けているのは海外からリース料が返つてくるかどうかというリスクでござりますので、実質的には海外への投資といふものと同じリスクを受けていると考えることができます。

今回の法改正によって、国内で生産された航空機を輸出する場合に、売買というものに加えて、アセットを余り拡大しないという意味で、所有権を移転しないリースを選好する顧客に対してもうことができます。

社に輸出する事業というものを定める予定でござります。
○佐々木さやか君 航空機のリース事業を是非戦略的に行つていていただきたいと思います。今回の改正がその後押しになるというふうに思つております。
そのほかにも、貿易保険の拡充のための措置、幾つか盛り込まれております。そうしたことによつてNEXIの機能の拡充がされていくと思いまますけれども、この点、先ほど大臣からもございました、民間ができるところは民間でというような考え方からいたしますと、NEXIの機能を拡充していく、貿易保険の対象も拡充をしていくところについて、民業圧迫につながりかねないんじゃないかなという声も上がることが考えられるかなと思います。

貿易保険の特殊性といふことはあるわけですが、例えばヨーロッパでは、市場でリスクヘッジが可能な短期貿易保険と、また、リスクがより高い中長期の貿易保険に分かれています。民と官の分担が行われているというふうに聞いております。
○佐々木さやか君 次に、我が国のエネルギーの安定供給という観点から伺いたいと思います。NEXIでは、海外のエネルギー権益の確保のための保険といふものも販売をしていると聞いております。東日本大震災以降、我が国のエネルギーを取り巻く環境といふのは御存じのとおり厳しいものとなつております。電力・ガスシステム改革も、今国会で本委員会で議論をされまして法的分離といふことも行われていくわけでござりますけれども、こうした様な状況が変わつっていく中で、今後もエネルギー資源を海外からどのように安定的に確保していくかということは極めて重要な課題であると思っております。

そうした点からいたしますと、海外からのエネルギーの購入といふことに関しましても、貿易保険の役割といふものはますます重要性を増していくのではないかと思つておりますが、こうした点からも充実といふことについてどのように考えておられるんでしょうか。

○政府参考人(宗像直子君) NEXIにおいては、海外からの安定的な資源供給を確保するため、二〇〇七年に資源エネルギー総合保険といふものを創設しております。これは、通常の商品と比べておおむね五〇%から七五%程度保険料率を

ショックの後は民間損保の引受金額が大幅に減少してしまったということがございます。そこで、貿易保険を利用する日本の企業からは、なかなか民間損保だけでは短期についてもリスクをカバーし切れない部分があるので貿易保険の役割に期待するという面がござります。

非常危険の付保率を一〇〇%とか、カバーを拡大をしたものというふうに思つております。

このような制度も活用いたしまして、アメリカのシェールガスの液化プロジェクトや、オーストラリア、インドネシアのLNGプロジェクトなど、日本の電力、ガス会社が取り扱うエネルギー関連のプロジェクトへの、それに対する融資も積極的に支援をしていくところでございます。

それから、二〇一二年から二〇一四年にかけま

して、カナダからエネルギー資源を輸入する際の、その支援のために、カナダの貿易保険機関であるカナダ輸出開発公社、EDCというところが輸出者に付保する貿易保険の一部について再保険を引き受けけるという形でリスクをシェアをしております。

今後とも、エネルギー資源の安定確保のために、具体的なニーズを踏まえまして積極的に対応してまいりたいと存じます。

○佐々木さやか君 よろしくお願ひいたします。

それから、中小企業の海外展開といふことも成長戦略としても非常に重要なことでございます。

今日も議論の中で出てまいりましたけれども、具

体的には、政府は、目標として二〇二〇年までに

中小企業の輸出額二〇一〇年比で倍増していく

と、こういう目標も立てているところでございま

す。

昨年の法改正を受けまして、損害保険各社がNEXIと提携をして中小企業向けの輸出保険、これも拡充をしていくというふうに今様々な報道もございます、承知しておりますけれども、課題といつたましても、貿易保険の認知度、これが中小企業の皆さんの中でもまだまだ高くはないということ

でございます。中小企業の海外展開輸出拡大

いたしまして、保険面での支援の拡充、これに積極

に取り組んでいくべきだと思いますが、いかが

○政府参考人(宗像直子君) お答えいたします。

NEXIはこれまでに、中小企業を支援するための中小企業輸出代金保険という商品でございますけれども、これを提供しておるということに加えまして、全国五十五の地方銀行、「二十二」の信用金庫と中小企業支援のネットワークを構築いたしております。そこで貿易保険の紹介や委託販売等の協力を行っております。それから、輸出相手の信用調査、これを八件まで無料化するというような取組も進めてまいりました。

さらに、昨年の法改正を受けまして、今年五月二十二日には、NEXIは国内の損害保険会社二社と協力いたしまして貿易保険の提供のための基本合意書を締結しております。うち一社は七月中に日本商工会議所の団体保険として販売を開始する予定でございます。

一方で、これまで独立行政法人一律の人事費、業務費の抑制の中できりぎりの効率化を進めておりまして、中小企業の支援や広報に必ずしも十分な人員を割けなかつたということが実情でございまして、今回の法改正でNEXIの組織運営の自由度、機動性を確保することによりまして中小企業向けの広報、相談の体制も強化できると考えております。それで、その中で中小企業の国際展開を貿易保険の面でもしっかりと御支援してまいりたいと存じます。

○佐々木さやか君 今回の改正が中小企業の海外展開の支援についても大きな後押しになるというふうに理解をいたしました。期待をしたいと思います。

残りの時間で、ちょっとテーマを変えさせていただきます。女性の活躍という点について伺いたいと思います。

先月の二十六日でございますけれども、すべての女性が輝く社会づくり本部、全閣僚で構成されておりますけれども、女性活躍加速のための重点方針二〇一五、これを決定をいたしました。仕事と家庭の両立のほかに、理工系の人材育成などに力を入れるという内容になつております。

経産省でも従来から、例えばダイバーシティ経営企業百選ですとかなでしこ銘柄ですか、様々な女性の活躍という観点から取り組んでいた大いにあります。

しかしながら、二〇二〇年に指導的立場の女性の割合を三割という目標を考えますと、やはりこの女性の活躍については加速化が必要であると思思います。そのための今回の重点方針でございます。

しかししながら、是非とも経産省も含めて全省庁を挙げての取組を進めていただきたいと思いますけれども、この点、経産省における女性活躍加速のための取組について、大臣の御所見を伺います。

そして、今委員御指摘のとおり、ダイバーシティ経営企業百選といふものやなでしこ銘柄というものを二十四年度から指定をしてきておりまして、ダイバーシティ経営企業の方は、これは、女性だけではなくて、女性とか、また障害者の方とか、そういうまさに変化に富んだ人材を活用している企業を表彰する、これは上場企業に限つたものではなくて中小企業を含めて表彰すると、こういうことで、先日も、北海道に行きましたら、たまたままお目にかかった中小企業の方がダイバーシティ経営で選ばれたといつて、女性をたくさん雇つているということと選ばれたといつて、それを会社にどおんと門のところに貼り出している写真を見せていただきました。

また、なでしこ銘柄の方は、まさに女性活躍推進に優れた上場企業を中心とした成長力がある銘柄として投資家に紹介するということで、これも二十四年度から始まっておりまして、二十六年度は今年に入つてからだしか私が出席して表彰式いたしましたけれども、まさに女子サッカーの佐々木監督に来て講演をしていただくというようなことをやつております。

もちろんそれだけではなくて、これは委託事業でありますけれども、創業スクールというものがございまして、その中で女性起業家コースといつたものも実施しておりますし、また、本年二月からありますけれども、政策金融公庫におきまして女性起業家向けに無担保無保証で融資する制度

でありますけれども、女性起業家コースといつたものも実施しておりますし、また、本年二月からありますけれども、政策金融公庫におきまして女性起業家向けに無担保無保証で融資する制度であります。そのために今回の重点方針でございます。

しかしながら、二〇二〇五年に位置付けられた主な取組といつたものを拡充したところであります。そして、さらに今後でありますけれども、先月取りまとめられました女性活躍加速のための重点方針二〇一五に位置付けられた主な取組といつたものも実施しております。さらに、地域における女性の起業家支援のため、支援機関や起業経験者などの連携促進について検討していくと思います。さらに、女性活躍に積極的な企業におけるリーダー候補の女性を育成する研修を行うといった取組を、経産省と、これは一般財團でございますけれども、企業活力研究所と一緒にしてそういう研修を今後行つていただきたいと考えております。

○佐々木さやか君 ありがとうございます。是非引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

先ほど理工系人材の育成ということを御紹介申し上げましたけれども、女性の割合が少ない理工系において女性の研究者、技術者を増やしていくことも非常に重要なことであります。

○佐々木さやか君 ありがとうございます。是非引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

女性の育成のために、リコチャレ応援ネットワークという、これは仮称だそうですが、ども、ことで各省庁が連携をして取り組んでいく、ネットワークをつづけていくというふうに聞いております。

○中野正志君 おはようございます。

平成二十五年、第二次安倍内閣発足当初に閣議決定された独立行政法人改革等に関する基本的な方針において、経営の自由度、効率性、機動性を向上させるために、独立行政法人日本貿易保険を特殊会社へ移行するという方針が定められました。昨年、平成二十六年四月には、当委員会での審議も経て、抜本的大改革が行われたと記憶いたしております。

今回の法改正においては日本貿易保険を一〇〇%政府出資の株式会社化するということで、内閣ガバナンスの強化、リスク審査がますます重要な課題となつてくるであろうと考えております。また、ISIL等、国際テロの活発化を始めとし

含まれまして、多様な理工系人材が活躍できる場をつくっていくことが極めて重要だと認識をしてございます。

昨年開催されました産業構造審議会の産業技術環境分科会研究開発・評価小委員会という場におきましては、まさに理工系分野で活躍をされる女性のロールモデルが少ないと、それから、御両親を含めまして理工系は男子の専攻であるという先入観があるなどといったことが女子の学生の特に工学関連分野への進路選択を狭めているのではないかという御指摘がございました。

経済産業省といたしましても、こうした御指摘を踏まえまして、理工系の女性を含めた幅広い理工系人材の育成のために具体的なアクションプランを策定するということで、今年の五月に、産学官をメンバーとした理工系人材育成産学官円卓会議というものを関係省庁であります文部科学省とともに設置をいたしまして、既に議論を開始しているところでございます。この場で、今後、アクションプランの具体化に係る議論を早急に深めまして、年内にも具体的な行動計画を取りまとめて、しっかりと進めてまいりたいと思っております。

○佐々木さやか君 よろしくお願ひいたします。以上で終わります。

平成二十五年、第二次安倍内閣発足当初に閣議決定された独立行政法人改革等に関する基本的な方針において、経営の自由度、効率性、機動性を向上させるために、独立行政法人日本貿易保険を特殊会社へ移行するという方針が定められました。昨年、平成二十六年四月には、当委員会での審議も経て、抜本的大改革が行われたと記憶いたしております。

今回の法改正においては日本貿易保険を一〇〇%政府出資の株式会社化するということで、内閣ガバナンスの強化、リスク審査がますます重要な課題となつてくるであろうと考えております。また、ISIL等、国際テロの活発化を始めとし

た国際情勢の変容、さらにギリシャやペルトリコのデフォルト危機問題など国際経済の激しい変化の中で、我が国のインフラ輸出もますますリスクが高まっていることも事実であります。さりとて、成長戦略を実現させる上でインフラ輸出は政策的にも大変重要なわけでありまして、現内閣も、安倍総理を中心として、もちろん宮沢大臣も、閣僚がトップセールスで日本の技術輸出を積極的に行っている。この大きな意味においても、インフラや日本の技術輸出とセットで大切なのが貿易保険であるうと思います。

とし、休憩いたします。
午前十一時五十分
この再保険の進捗状況
いかようでしようか。ま
険に再保険を付することが可能になりましたが、

午前十一時五十八分休憩

分休憩

た、国が民間損保を支援しているのではないかと
いう指摘もあるようでありますけれども、どうで

しょうか。また、保険料率、これも大事であります。

すけれども、どうなつておりますか、以上二点を
お伺ひをしておきます。

○政府参考人(宗像直子君) お答えいたします。

昨年の法改正では、損害保険会社の全国的な販

売網を通じまして地方の企業に貿易保険の普及を図ること、これが、(三月の開幕まで)今上つ計画

図るため NE XI が民間の損害保険会社の対外取引向けの保険と再保険を付けると、ハニーハウスがで

きるようにならして、引受対象や引受枠の拡

大など、より充実した対外取引向けの保険を提供

であるようだしたところでもうござります。

その進捗状況などについてござりますけれども、昨年の法改正以降、賃貸会社のREXIIとの

間で具体的な商品設計やリスク負担の在り方など

について検討を進めてきておりまして、去る五月

二十一日にNEXIと国内の民間損保二社との間

で基本合意書を締結いたしまして、うち一社は七
月二日木曜二会議にて日本保険二二二段元を開

月中は日本商工会議所の団体保険として販売を開始する予定でござります。

その再保険料率は、貿易保険全般の保険料率と

同様に、長期的に収支、収入と支出がバランスす

るよう^ミに定めることとなつてお^ミりまして、民間の

損害保険会社向けに本来あるべき水準よりも低く設定してあるといふわけではないことから、民間賃貸

会社支援ということではないということでもござい

ます。この再保険は、地方の中小企業の国際展開

を支援するためにNEXIと民間がそれぞれの強

みを生かして協力する仕組みでございます。

保険料を支払うことで、毎月の「利息」が貯まり、全体の長期的な収支相償の中で決められていくこと

以上であります。

○中野正志君 十一時五十八分までありますので、終わります。ありがとうございます。
○委員長(吉川沙織君) 午後一時に再開すること

とし、休憩いたします。
午前十一時五十八分休憩

○委員長(吉川沙織君) ただいまから経済産業委員会を開いたします。委員の異動について御報告いたします。

本日、林芳正君が委員を辞任され、その補欠として森屋宏君が選任されました。

○委員長(吉川沙織君) 休憩前に引き続き、貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○倉林明子君 日本共産党の倉林明子です。

今回の貿易保険法改正、一体誰のための何のための改正なのかということが問われると思っていました。これ、経済産業省からいただいたものをうちらの事務所で加工したものとなつております。これ、資本金別で保険金の利用実績を過去五年で示したものであります。この過去五年間のデータの平均で見る限り、総保険金額に占める割合、これが資本金別、三億円以上が何社で何%になつていて、また一千億円以上の企業が何社で何%になつていて、まずお答えください。

○政府参考人(黒澤利武君) お答えいたします。

二〇〇九年から二〇一三年までの平均といふことでお答えいたしますが、資本金三億円以上の企業は二十九社でございまして、総保険金額の八・二%を占めております。また、資本金一千億円以下の企業は十六社でございまして、総保険金額の五九・七%となつております。

○倉林明子君 利用件数では中小企業も半分ぐら

い使つているんだというお話をあつたわけだけれども、この総保険金額ということで見ますと、圧倒的な部分を占めているというのが大企業だといふことは見て取れると思います。しかも、資本金一千億円以上が今五年間平均でいうと約六〇%ということで、一兆円を超える巨大企業見てみれば三から五社含まれているということになつていよいよかと思います。

そこで、先進国との比較で見てみると日本の貿易保険といふのはどうなつてあるかということを確認したいと思います。

一つは、貿易全体に占める保険分の割合がどうなつてあるか。保険料率はどうなつてあるか。アメリカ、イギリス、フランス、ドイツと比べてどうかということで、直近のデータをお示しいただきたいたいと思います。

○政府参考人(黒澤利武君) 二つ御質問をいたしました。

一つ目ですが、二〇一三年度の数字でお答えいたします。保険のカバー率といふことでお答えいますが、アメリカは〇・三五%、イギリス〇・五六%、フランス一・三五%、ドイツ一・五五%でござります。

二つ目、保険料率の比較といふことですが、それも二〇一三年度の数字でお答えいたしますが日本が〇・三八%であるのに対し、米国〇・八七%、英國五・二八%、フランス三・九九%、ドイツ二・三四%ということとござります。

なお、各国ごとに大きくばらつきがござりますが、これは、各国における保険の対象がおのずから異なるておりますし、また各企業の経営判断の違いによるものと考えております。

○倉林明子君 各国情報の違いがあるといふことなんだけれども、この数字見ますと、公的保険のカバー率が桁違いで高いというのが日本だし、保険料率で見ると破格の安値になつてている。これじると資金調達が困難になる場合も想定される日本の特徴だと見て取れると思うわけです。

そこで、今回の法改正で、NEXIを履行担任制度を持つ特殊会社とするということになるわけですが、戦争、テロなどで大規模な給付事案が生じると資金調達が困難になる場合も想定されるわ

けですが、これまで特別会計で限度額が定められていたものが、限度額を超える税金投入も可能とするものになるんじやないかと思うわけです。一時借入金の限度額もなくなると国民負担のリスクというものが拡大するんじやないかと考えるんですけども、大臣、いかがでしようか。

○国務大臣(宮沢洋一君) 今の現行制度におきましては、NEXIが保険を引き受けたものを国が全て再保険をすることになりますので、NEXIの保険受けによりまして特別会計の負担が増加する仕組みであつたために、引受けに一定の上限を予算書上で設けております。

ただ、上限といましても、二十一年度から二十五年度まででいいますと大体六十兆弱、五十三兆から五十九兆九兆くらいの上限額に対しまして、引受け実績は十二兆前後でございまして、上限額といつても実はそれほど機能をしていた上限額ではございません。

今回の改正によりましてまさに特別会計が廃止されまして、NEXIの引受けにより國の負担が自動的に増加することにはならないため、引受限額は定めておりませんし、株式会社にする、また効率的な運営、また柔軟な運営といった意味からも限度額といったものは引き受けております。ただし、一方で、國民負担の増大ということにつきましては、それは我々としても気を付けていかなければいけないと思つておりますし、例えばNEXIにつきまして最低責任準備金を設けるといつたようなことをきっちり積み立てた上で、一般会計から、引受限額は定めておりませんけれども、必要に応じて予算で議決して補填をするとができると、このようにしております。

ただ一方で、交付をした場合でありますと、それにつきましてはその後のNEXIの運用益から返済していくという形になるので、國民負担に中長期的にはならないと、こういうことでござります。

しかも、それを担保するために、役員や事業計

を上げるという政策に起因している部分があるんではないかなというふうに思っております。全ての国民にある意味ではキャピタルゲインを巡らせようということで一方通行の例えれば信用取引を推奨したり、今となつては個人の取引が八割にまで膨れ上がっているわけですから、そういうしたことがパニクリを増幅させたのかなというふうにも考えております。

日本では最近GPIFの積極的な株式投資が行なわれているわけですから、今回、中国政府が政府系金融機関や証券会社に大規模な相場下支え策などを実施して何とか食い止めようとしているわけですから、現状は焼け石に水状態かなというふうに感じております。一ヶ月足らずで三百九十兆円も時価総額を失つたというのは、これ非常に大きな問題だというふうに考えておりまして、ある意味、日本でバブルがはじけたときの状況を思い出させていただけるような話でもあらうかと思います。

午前中も質問あつたんですけども、日本が今回の出来事から学べること、注意するべきことがあるとしたらどういったところだと大臣は思われますでしょうか。○國務大臣(宮沢洋一君) 恐らく、我々が中国から何を学ぶかというよりは、中国が我々の経験から実は学んでおいてほしかったなと思つております。

何を学ぶかということは、正直、今の状況ではこれからどういうふうに推移していくかということも分からぬわけでありまして、何を学ばなければいけないか、何を学んではいけないかということは現時点では分からぬわけありますけれども、やはり中国の状況を見ておりますと、実体経済でまさに八%を超える経済成長が必要だといふものから政策転換をして、新常態というような形に変えてきて経済のクールダウンを図つてゐる中で、おっしゃるように株価だけが特にこの春先から異常に高値になつてきたということの大きな反動が今表れてきていると思っておりまして、ま

さに、いわゆるバブルといつたものが崩壊しているということは確かであります。

本で起きたようなことになるのかどうかというよなことはやはり相当注意深く見守つていかなければいけないんだろうと思つております。中国の経済が日本に与える影響というのは、これはギリシャとは比べ物のない大きさでありますので、相当注意深く見守つていかなければいけないと考えております。

○松田公太君 お昼の休憩中に私もいろいろ考えたんですけども、今回のことから学べること、取りあえず当面は二つあるのかなというふうに思つております。一つは、これは私も今回のことで知らないで学んで驚いたんですけども、中国は、企業サイドの事情によって、例えば株価が暴落しそうだからという理由で株式の売買を中止することができるという、ある意味では中途半端な市場経済というものが問題をより大きくしていられるんだろうなというふうに感じたんですね。

だから、やはりマーケット、市場経済においては徹底的な自由化というのが私は重要なつくれども、残りは五千五百三十六億円となつてゐるわけですけれども、今回、特会の廃止によつてそのようなことができなくなるわけですね。そのため本法案では、政府はNEX-Iに対し免除又は放棄した額を交付金として交付することができると定めまして、ある意味、引き続き国民負担で損失を埋めることができます。○國務大臣(宮沢洋一君) 恐らく、我々が中国から何を学ぶかというよりは、中国が我々の経験から実は学んでおいてほしかったなと思つております。

何を学ぶかということは、正直、今の状況ではこれからどういうふうに推移していくかということも分からぬわけでありまして、何を学ばなければいけないか、何を学んではいけないかということは現時点では分からぬわけありますけれども、やはり中国の状況を見ておりますと、実体経済でまさに八%を超える経済成長が必要だといふものから政策転換をして、新常態というような形に変えてきて経済のクールダウンを図つてゐる中で、おっしゃるように株価だけが特にこの春先から異常に高値になつてきたということの大きな反動が今表れてきていると思っておりまして、ま

といふうに思つております。

二〇一三年度までに貿易再保険特別会計における政府開発援助のODA債権放棄額は九千六十六億円に上つてゐるわけですから、このうち債権免除等を行わなければ回収可能であつた金額は過去の実績に照らして回収率八九%というこで推計されておりまして、八千六十九億円だとこの債務の削減影響額については、これまで一般会計から国民負担によって累計で二千五百三十億円が繰り入れられてきたわけですから、残りは五千五百三十六億円となつてゐるわけですけれども、今回、特会の廃止によつてそのようなことができなくなるわけですね。そのため本法案では、政府はNEX-Iに対し免除又は放棄した額を交付金として交付することができると定めまして、ある意味、引き続き国民負担で損失を埋めることができます。

しかし、これは、やはり貿易保険という性質上、これは輸出入業者が加入する保険ですから、その損失を国民全体で補填すべきかどうかというのには、私は慎重にこれは考えなくちゃいけない部分があるんだろうなというふうに思つております。債務削減影響額の影響を国民に求めるということであれば、政府にはやはりそのことをしっかりと説明していくだけ責任があるなと思つてしまつて、交付金を考えているのであれば、いつまでにどれくらいの額を交付するかということはやはりお示しいただく必要があるんじゃないかなというふうに考へておられるんですけども、いかがでしようか。

○政府参考人(宗像直子君) お答えいたします。重い債務を背負う国に対する貿易保険関係の債権の放棄につきましては、これは国の援助政策の一環として国際合意に基づいて行つております。これはあくまでもやはり援助政策ということです。ざいますので、その負担を貿易保険の利用者だけに寄せるべきではないという考え方方に基づきまし

て、現在、特別会計に関する法律第百八十六条第一項第三号でございますけれども、これに基づきまして一般会計から貿易再保険特会への繰入れが行われております。

特会の廃止後もこの国際援助政策による負担を保険の利用者だけに寄せるべきではないという考え方には変わりがないので、一般会計からの支出を引き続き行うこととしておりまして、ただし、改正後の三十六条は再保険特会を廃止をいたしまして、その支出先を再保険特会からNEX-Iに変更しているわけでござります。

今後の国からのNEX-Iへの交付の具体的な金額とかスケジュールに関しましては、これはその時々の財政状況とNEX-Iの財務状況ということを勘案して年々の予算の中でお決めいただくといふことになつております。

以上でございます。

○松田公太君 これは先日の決算委員会でも安倍総理にお話をさせていただいたんですけども、例えば二十五年度のODA総額、六・五兆円あつたわけですね。二十六年度はたしか四兆円程度だったたと思いますが、ちょうど二十五年度の決算委員会だったのと二十五年度を調べたところ、約二・二兆円の金額が国会での承認を経ずに決められてしまつたという実態が浮かび上がりまして、それについての質問をさせていただいたんですが、ある意味、ODA、今お話しも、債権放棄をするということはオフバランス的なものじゃないかなど私は考えておりまして、後からそういったものがどんどん次から次へ出てくるという状況もこれは看過できないというふうに考えております。

必要な政府支出、これは国際的な約束に基づいてお話しですけれども、これは人道的な支援とかいろいろあるでしようから私はこれは行うなことはもちろん言いませんし、必要な部分はあると思うんですが、これだけ財政が逼迫している状況において、お金の使い道、これはしっかりとやはり國民にお示しをして、見通しを立てて、少なく

とも支出を行う前に国民にしつかり説明責任を果たしていただか必要があるのではないかなというふうに思つております。それがやはり財政民主主義の立場からも重要なことではないかというふうに考えておりますので、是非そういう観点で今後考えていただければというふうに思います。

引き続きまして、原発輸出における貿易保険についてお聞きしたいんですけれども、原発関係の輸出については、既に二〇〇一年から二〇一四年度まで累計で五十四件、保険金額にして千七百六億円の引受けがNEXIによつてされているわけですね。これは部品の輸出という意味合いが強いといふうにお聞きしております。それに対しで、今、安倍総理が自らトップセールスを行つておりますけれども、今後はプラント全体の輸出、これも貿易保険の対象となるわけですが、その場合の保険額は例えば最大でどのくらいになるといふうに想定されているのか、お分かりでしたら教えていただければと思います。

○政府参考人(宗像直子君) 保険の金額につきましては、個別具体的な案件の申請を受けましてから審査をいたしまして決定いたしますので、特段今そのような想定があるわけではございません。

○松田公太君 例えれば、日本が今輸出計画を進めておりますトルコ、この原発プロジェクトの総事業費は二兆円だといふうに言われているわけであります。この原発プロジェクトを保険対象とした場合は、現行の再保険の制度では限度額が定められたわけですから、改定後、これは履行担保制度では限度額の規定がないということになりますので、私はNEXIだけではこの試算の額を見ても到底カバーし切れないんじやないかなといふうに思いまして、非常にこれは心配になるところなんです。

そこで、宮沢大臣にお尋ねしたいんですが、例えばトルコ、二兆円規模のようない代金が輸出先の資金繰り悪化に伴つて回収不能となりましたと、NEXIの資金調達が困難となつたような場合にも、やはり限度額なしに政府が全額補償するとい

うことになるんでしょうか。

○国務大臣(宮沢洋一君) トルコの原発につきまして、日本企業が関心を有しているということは確かであります。一方で、日本企業だけで恐らく参加するのではなくて他国も参加するという中で、どういう形になるのか、また、特に具体的なファイナンススキームについてはまだ決まっていないうふうに承知しておりますので、具体的にどういうものがどうなるということを申し上げられる段階ではないわけでございます。

今般の法改正によりまして、NEXIの支払財源が不足する事態に極力至らないよう、NEXIが保険引受けに当たつて遵守すべき基準を、ます大きな方針を策定をいたしました。その上で、一定の案件の引受けに際してはあらかじめ経済産業大臣の意見を聞かなければならぬこととするなどの措置を講じております。

○松田公太君 分かりました。

もう時間ですので、これで終わるためにさせていただきます。どうもありがとうございます。

トルコの案件がどのぐらいの規模になるかといふことはまだ分かつておりますけれども、恐らく一定の案件の引受けに際してはあらかじめ大臣の意見を聞かなければならぬこととすることがあります。

○東徹君 維新の党の東徹でございます。

時間がありませんので、端的にお答えいただければ有り難いかと思います。

まず、特殊会社化後的人事についてお伺いをしたいと思います。

独立行政法人日本貿易保険、NEXIの役員は、今年平成二十七年四月時点ではありますけれども、理事長が一名、理事が二名、監事一名、計五名という構成となっております。改正前の法律第八条では、第一項で役員として理事長と監事二人を置くこととし、第二項では三人以内を置くことがであります。

NEXIが株式会社になった後、取締役の数を現在の三人より多くすることが想定されているのか、想定されているのであれば、その理由を含めてお伺いしたいと思います。

○副大臣(山際大志郎君) この特種会社になつた後、NEXIの役員数につきましては、これは法を通してお伺いします。

現在の三人より多くすることが想定されているので、そのルールにのつとつてやつてまいりたいと思っておりますので、取締役が天下り指定期間内に就職するのを防ぐための規制を設けます。この規制は、NEXIの役員選任に係る平成二十二年の閣議決定に従つて、第三者が評価を行つ委員会を設け、当該委員会から役員として適任であるとの評価を受けることを役員任命に関する所管大臣認可の条件とするということになつてございます。

ですから、このルールにのつとつてやつてまいりたいと思っておりますので、そういうことではありますけれども、NEXIの財務の健全性確保に対するコスト超過リスクの場合は、遅延に伴う補償金分もカバーされているということになるわけです。

現在ヨーロッパで建設されておりますフィンランドのオルキルオト三号機、フランス・フランマン二号機、これは見ていて、遅延に次ぐ遅延と

いうことになるんでしょうか。

○國務大臣(宮沢洋一君) トルコの原発につきまして、日本企業が関心を有しているということは確かであります。一方で、日本企業だけで恐らく参加するのではなくて他国も参加するという中で、どういう形になるのか、また、特に具体的なファイナンススキームについてはまだ決まっていないうふうに承知しておりますので、具体的にどういうものがどうなるということを申し上げられる段階ではないわけでございます。

今般の法改正によりまして、NEXIの支払財源が不足する事態に極力至らないよう、NEXIが保険引受けに当たつて遵守すべき基準を、ます大きな方針を策定をいたしました。その上で、一定の案件の引受けに際してはあらかじめ経済産業大臣の意見を聞かなければならぬこととするなどの措置を講じております。

○松田公太君 分かりました。

もう時間ですので、これで終わるためにさせていただきます。どうもありがとうございます。

トルコの案件がどのぐらいの規模になるかといふことはまだ分かつておりますけれども、恐らく一定の案件の引受けに際してはあらかじめ大臣の意見を聞かなければならぬこととすることがあります。

○東徹君 維新の党の東徹でございます。

時間がありませんので、端的にお答えいただければ有り難いかと思います。

まず、特殊会社化後の人事についてお伺いをしたいと思います。

独立行政法人日本貿易保険、NEXIの役員は、今年平成二十七年四月時点ではありますけれども、理事長が一名、理事が二名、監事一名、計五名という構成となっております。改正前の法律第八条では、第一項で役員として理事長と監事二人を置くこととし、第二項では三人以内を置くことがであります。

NEXIが株式会社になつた後、取締役の数を現在の三人より多くすることが想定されているのか、想定されているのであれば、その理由を含めてお伺いしたいと思います。

○副大臣(山際大志郎君) この特種会社になつた後、NEXIの役員数につきましては、これは法を通してお伺いします。

現在の三人より多くすることが想定されているので、そのルールにのつとつてやつてまいりたいと思っておりますので、取締役が天下り指定期間内に就職するのを防ぐための規制を設けます。この規制は、NEXIの役員選任に係る平成二十二年の閣議決定に従つて、第三者が評価を行つ委員会を設け、当該委員会から役員として適任であるとの評価を受けることを役員任命に関する所管大臣認可の条件とするということになつてございます。

ですから、このルールにのつとつてやつてまいりたいと思っておりますので、そういうことではありますけれども、NEXIの財務の健全性確保に対するコスト超過リスクの場合は、遅延に伴う補償金分もカバーされているということになるわけです。

現在ヨーロッパで建設されておりますフィンランドのオルキルオト三号機、フランス・フランマン二号機、これは見ていて、遅延に次ぐ遅延と

展開次第ではデフォルトに陥る可能性があるわけ
でありますけれども、そこで、今回のギリシャ財
政危機に関し、NEX-Iの貿易保険においてどの
程度保険金の支払が見込まれるのか、お伺いした
いと思います。

(政府参考人(宗像画子君) 来全五月末時点では、ギリシャ向けの貿易保険の引受け残高は、短期が約十七億円、中長期が約二百四十一億円となつております。ただ、中長期のうち担保が付いてない貸出実行残高は現時点で約五億円にとどまつておりますし、ギリシャ全体について保険金支払が請求される可能性があるのは、今の時点では一二億円程度となつております。

られないということになりますから、その場合は四十五日以内にNEXIに通知をするということになつておりますけれども、今のところそのような通知は受けておりません。

○東徹君 NEXIの年間保険料收入は平成二十一年度約三百二十億円でありますから、今回のギリシャの財政危機の貿易保険に対する影響は、これは大きいというふうに思うんですね。

そこで、今後ギリシャ向けの輸出に関して貿易保険の引受制限などをどう行う可能性はあるのかどう

か、この点についてお伺いしたいと思います。
○政府参考人(宗像直子君) まさに、このギリ
シャ情勢を踏まえまして、七月八日付けで短期賃
易保険の引受け条件を変更いたしまして、案件ごと
の個別審査が必要な範囲を今まで一年未満とい
うことを六か月未満ということにして、さらに、
金額の一億円以上というものは全て個別審査にす
ることとしたしまして、個別審査の範囲を拡大し
たところでございます。

統きました。保険会社には、その財務の健全性を確保するという観点から、保険金等の支払能力の充実状況を示すソルベンシーマージン比率という指標が導入されております。金融厅の資料によ

ると、平成二十七年二月期決算の状況として公表されるソルベンシーマージン比率では、例えば東京海上日動が七五・七%、損保ジャパン日本興亜が七一・六・三%ということになつております。一般に支払能力が充実しているか判断をする一つの目安は二〇〇%であつて、各社ともそれを超えて、通常の予想を超える多額の保険金支払に備えているわけあります。NEXIも改正後、第二十二条にもあるように、特殊会社へ移行された後は、保険金の支払能力を確保しておくために一定程度の責任準備金を積み立てておく必要があります。されども、過去には一九九一年の湾岸戦争のときのように、その後五年間で約一兆円の支払を行つた実績もあります。

現在、NEXIの年間保険料収入は平成二十五年度で約三百二十億円であるところ、引受責任残高は約十四兆円に上つておるわけであります。これら全てで事故が発生するわけではありませんけれども、今回のギリシャの財政危機のような場面が起こることからすれば、特殊会社化された後、NEXIは税金による履行担保を頼らなくともいいよう、どの程度の責任準備金というものを必要であるかううに考えておるが、お伺いしたいと思います。

なお、今議員御指摘ありましたように、貿易再保險特別会計及びNEXI、両方合わせた資産の合計額ですが、これは二十五年度末現在では約一・三兆円でござります。保険金の支払が集中しました一九八〇年代から九〇年代におきましては、実は累計で合計約二兆円もの保険金が支払われたということもございますので、一・三兆円というのは過大であるとは思つております。

算により国会議決を経た上で決め、いたぐるにいふことを考えておりますので、現時点でいつまでに全部穴埋めをするというようなこととの計画があるわけではございません。

○東徹君 そういうふた計画というのは、そうしたら、いつまでに立てるということをお考えなんでしょうかね。

○政府参考人(黒澤利武君) お答えします。今申し上げましたように、どれぐらい返すかといふことについては、毎年、貿易保険の財務状況

算により国会議決を経た上で決めさせていただくとともにことを考えておりますので、現時点でいつまでに全部穴埋めをするというようなことの計画があるわけではございません。○東徹君 そういういた計画というのは、そうしたら、いつまでに立てるかということをお考えなんでしょうかね。

○政府参考人(黒澤利武君) お答えします。

今申し上げましたように、どれくらい返すかなどについては、毎年、貿易保険の財務状況及び一般会計の財政状況を踏まえて、この国会の場で御審議いただいた上で決めていただくのが適切と考えております。

○東徹君 じゃ、次の質問をさせていただきます。

経済産業省は回収率を八九%にした上で債務削減影響額を八千六十九億円と推計しておりますけれども、今までに一般会計から特別会計に繰り入れられたのは二千五百三十三億円にとどまっています。

今回の貿易保険法改正案の第二十九条では余裕金の運用について定められております。そこでは特殊会社後のNEXIの運用方法が定められておりまして、例えば第一号では、国債や地方債などの有

六億円であります。が、債務削減の影響による負担を貿易保険の利用者の負担とすることは適切でないというふうに考えますが、いつまでにNEXIに対する交付金等で穴埋めをしていくのか、この点につき、こちら伺っておきたいと思います。

であります。一方で、第四号では、前三号に掲げる方法に準ずるものとして経済産業省令で定める方法とされ、どのような運用方法が許されるのかが省令に委任されておるわけでありますけれども、二つ目をきくまでもう三つ、何うござんすか。

○政府参考人(黒澤利武君) 今御指摘ございまして、たゞ、國の援助政策の一環として、国際的合意に基づいて行つた債権の放棄につきましては、その負担を貿易保険の利用者だけに寄せるべきではございません。参考の方を待つております。(しづかがほむ)

どのようなものを想定しているのか、お伺いしたい
と思います。

○国務大臣(宮沢洋一君) 今回の御紹介にありま
した法二十九条ですけれども、現行ではNEX-
Iは虫害防除法へ通じて改訂等は行つておらず、
この点で、この点で、この点で、この点で、この点で、

して、貿易再保険特別会計の廃止後もこういった考え方は変わらないことから、本法律案におきましてはNEXIに対し直接交付金で交付をするよう措置いたしております。

ておりますし、それとの比較で申し上げますと、この四号といつたもの、経済産業省令で定める方法といったものが新たに追加されたものであります。

となんてこざいますけれども、これはます貿易保険サイドの財務状況、それから一般会計サイドの財政状況、こういったものを勘案しながら毎年予

していくかというお尋ねでございますけれども、NEXIの場合、GPIF等と違って、要するに、リーマン・ショックのようなときが一番分かりや

は原発なのか水力なのか火力なのか、その火力もLNGなのか石炭なのかを示さなくていいということになるわけです。

こういうことで、果たして当初の目的でした、エンドユーザー、消費者に多様な選択肢を与える。

価格だけではないはずなんです、安いだけではないはずなんです。どういう電源から私は買うのか

というのも極めて大きな選択を与えるというふうに思いますので、どうぞ大臣には、このところ、

しっかりとパブコメをいただきながら、省令の段階では全ての小売事業者に説明と、そして電源構成を示す、これが当初の法律の精神、進める改革の意味であろうと思いますので、そういう姿勢で臨んでいただきますようお願いしますが、今日、急でしたから、いかがですか。

○国務大臣(宮沢洋一君) 私、委員がお話しになられた新聞記事を読んでいないものですから、今承りながら二つのことを御説明しなければいけないと思つております。

まず一つは、電源構成の公表を義務付けるかどうかという点であります。これにつきましては、総合資源エネルギー調査会で議論をしていただきおりましたけれども、審議会の議論では、開示を義務付けるべきだという意見と法的に規制せずに電源構成を消費者にアピールしたい事業者の創意工夫に委ねるべきとの両方の意見がございました。

なぜ法的に規制すべきでないかという意見があつたかといいますと、それは、電気のまことに電源構成は企業戦略、まさに電気事業者からしますと企業戦略そのものに関わる可能性が高いということに加えて、一番大きな理由は、大変小さな中小業者にそういう電源構成の表示を義務付けていることは相当な負担を強いることになるのではないか。特に卸売市場等々を通した電力につきましては、その中身について細かくどの電力を買つたかということを記載するということもかなりの労力になるのではないかと、こういう御意見

から、創意工夫に委ねるべきと、こういう御意見があつたものと承知しております。ただ、この点についてまだ決定をしておりません。御指摘の

義務化につきましては、今後審議会の議論を踏まえて検討していきたいと考えております。

それからもう一つは、小売事業者が電力を売買する、勧誘等々をする場合に、どういう電力と言えるかどうかという議論がございます。

そして、その中では、まず、いわゆる再生可能エネルギーの中、FIT制度、固定価格買取り制度を使わない、逆に言えば、高いけれども太陽光ですので買ってください、それを理解を示して

買う消費者に対して、これがまさに再生可能エネルギーだ、クリーンのエネルギーだ、グリーンの

エネルギーだということは当然やつていいわけ

ありますけれども、一方で、FITを使つていて

場合には、事業者自身は正直何の苦勞もなく売れるわけではありません、普通の電力と同じようなもの。

そして、その負担は誰がしているかといいますと、これは消費者全体で負担しているということで、

事業者の努力ではないということで、グリーンとかクリーンとかいうことをうたい文句にして売るべきではないという意見が審議会では強くて、

じや、どういう形なら売れるかという議論を今最終的に詰めていただいておりますけれども、FIT

Tということを示した上で、FITというものはこういう制度であるといふようなことをしつかり説明していくば、それはそれで消費者からは理解している最中でございます。

○荒井広幸君 もちろん議論してもらつてはいる最

中なんですが、ちょっと、大臣、経済産業省も遅いんです。大臣に丁寧に通告した、急でしたけど、

したと同時に資料を求めてるので、遅いもので読んだって、もう開示したくないんですよ。説明する大変な努力、全くありませんね。むしろお

客様が、説明で聞きたい、それで買う。逆に言え

ば小売は、説明して売つていくんですよ、今度は逆ですよ。

そして、排出量まで今度は望むようになりますが、そういったことを開示していくということです。

原発というのはビジネスモデルで成り立たなくな

りますが、代表的な意見の中でも私と非常に似た意

見が多数あります。そういったことで、排出量ま

でどれぐらいかということ。これは、例えば原発

なら有利な数字出るでしょ。そして、FITの

場合だつたら、国民の皆さん、電力料金にこれだけ乗せて皆さんはこれだけのこと FITで売買

しているんだ、そういうことも載せてやればいい

んですよ。本当に透明性になつて選ばれる、選べ

る。

どうぞ、まだ議論中ですから、ゆめゆめ誤つた

方向に行かないように私は申し上げておきたいと

いうふうに思います。

続きまして、六月四日に漢方薬について聞いた

のですが、時間がありましたので、こちらに聞かせていただきたいんですが。

この漢方薬の中で、大臣、財務省と経済財政諮問会議辺りだと思います。漢方を評価している経

済産業省でありますが、厚生省にも聞きました、六月四日と六月三十日。その答弁にもあるように、経済産業省と厚生労働省は、漢方は非常にこれは有意義であると、これからは広げていかなくちゃいけないと。地域創生にも適用できます。ところが、財務省と経済財政諮問会議では、漢方を医療保険適用外にすると言つてはいるようです。大臣は

つきましてはまさに厚生省が担当であります。財務省といろいろ折衝しながら決めていくということです。

世界で医療用大麻が、本当に悪用されない、薬物として、毒物としてでなく医療に解禁しようとする動きを、警察局から世界の動きを聞きたいと思つたが、時間がなくなりましたので、また機会があつたら聞きたいと思います。

○荒井広幸君 時間がなくなりましたので、今、世界で医療用大麻が、本当に悪用されない、薬物として、毒物としてでなく医療に解禁しようと思つております。

○委員長(吉川沙織君) 他に御発言もないようですが、質疑は終局したものと認めます。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○倉林明子君 私は、日本共産党を代表して、貿易保険法及び特別会計に関する法律の一項を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

反対する第一の理由は、新設される履行担保制度により、利用した多国籍企業等で多額の保険金支払が生じ、NEPIの資金調達が困難になつた場合は国民の税金で際限なく穴埋めされるおそれがあるからです。

現行の貿易保険法第五十八条は、あらかじめ国会の議決を経た金額での再保険の契約締結義務を課しており、その金額を超えての再保険はできないとされ、また、一時借入金の限度額という歯止めがあります。本法案では、予算で定める金額の範囲内と規定するのみで、明確な歯止めがなくなるものであります。

第一は、国会の監視機能、国民への情報公開が後退するからです。

これまで、独立行政法人として、中期目標、中期計画で業務の内容や人件費を含む予算等、国民への公表が義務付けられていきました。本法案で公表が義務付けられているのは、第十五条の引受基準、再保険基準のみとなります。最終的に国民に負担を求める仕組みである以上、国民への情報公開の後退は認められません。

第三は、巨大企業や商社が原発や石炭火力発電所などのインフラシステム輸出を一層加速させるものだからです。

原発の再稼働や海外への輸出について国民の同意は到底得られず、石炭火力発電所の海外での建設促進は深刻化する地球温暖化の対策に逆行するものにはなりません。我が国の貿易保険は、資金一兆円以上の巨大企業を始めユーチャー企業上位三十社の大企業が保険引受け額の約八割を占めています。主要国に比べ公的保険のカバーレ率が格段に広い上、保険料は格安となつており、余りにも行き過ぎた巨大企業優遇と言えるものです。

本法律案は、NEXIの経営の自由度を高め、リスクテーキ機能を強化した特殊会社とするもので、多国籍企業が強化されたNEXIの保険を利⽤して海外事業の展開とインフラシステム輸出を推し進めるならば、国内産業の空洞化を加速させることになり、国民経済の発展には決してつながらないことを指摘して、反対討論をいたします。

○委員長(吉川沙織君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉川沙織君) 多数と認めます。よつて、本案は可決すべきである。

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

（案）
一 独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に当たっては、利用者ニーズに対応した質の高いサービスを提供するため、専門能力を有する人材の登用や能力開発により職員の一層の専門性の向上を図ること。また、役員等の認可に当たっては、「天下り」の批判を受けることのないよう、これまでの政府方針を踏まえ、適材適所を徹底すること。

二 株式会社日本貿易保険の事業の監督を行うに当たっては、同社の経営状況等の情報公開について適切な措置を講ずるとともに、「經營の自由度、効率性、機動性の向上」という特殊会社化の趣旨を踏まえ、同社の中長期的視点に基づいた経営を阻害することのないよう十分配慮すること。

三 貿易保険事業が、戦争やテロ等によって生じる通常の保険によって救済するとのできしない損失を填補するリスクの高いものであるとともに、中長期的に収支相償の原則により運営されることを踏まえ、新たに発足する株式会社日本貿易保険の責任準備金の適正な水準について会社設立までに検討し、結論を得ること。

四 我が国の経済協力及び国際協力の一環として、貿易保険に関して取得した債権等に対する債務削減が行われた場合には、その影響に係る負担を利用者だけに求めるこのないよう、株式会社日本貿易保険に対し、債務削減する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、維新の党、日本を元気にする会・無所属会、次世代の党及び新党改革・無所属の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

（案）
政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉川沙織君) 多数と認めます。よつて、加藤敏幸君提出の附帯決議案は多数をもって採決を行いました。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉川沙織君) ただいま加藤敏幸君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上でございます。

額の全部又は一部に相当する交付金の交付に努めること。

右決議する。

平成二十七年七月二十四日印刷

平成二十七年七月二十七日発行

参議院事務局

印刷者

国立印刷局

P